

中国ビジネス・ローの最新実務Q&A

第73回

中国会社法の改正が外商投資企業に与える影響(1)

黒田法律事務所 萱野純子、藤田大樹

中国の会社法が、2005年10月27日に改正され、2006年1月1日から施行されている。そこで、本稿から数回にわたり、同改正法(以下、「新会社法」という)が外商投資企業に与える影響につき検討することにしたい。

一 外商投資企業に対する新会社法の適用関係

Q1 中国において会社法が改正、施行されていると聞きました。新会社法は、外商投資企業にも適用されるのでしょうか。適用されるとした場合、外商投資企業に関する法律である中外合弁経営企業法、中外合作経営企業法及び外資企業法との適用関係はどのようになるのでしょうか。

A1 新会社法は外商投資企業にも適用されます。ただ、中外合弁経営企業法、中外合作経営企業法及び外資企業法が優先的に適用され、これらに規定がない場合に新会社法が適用されるという、いわゆる一般法・特別法の適用関係になります。

中国の会社法は、1993年に初めて、全国人民代表大会常務委員会により制定され、その後商業環境の変化に合わせて、1999年及び2004年にも改正が行われており、今回の改正は三度目の改正となる。新会社法は、2005年10月27日に改正され、同日公布のうえ、2006年1月1日から施行されている。

新会社法の外商投資企業への適用について、新会社法第218条は「外商投資による有限会社及び株式会社には本法を適用する。外商投資に関する法律に別途規定がある場合はその規定を適用する」と規定している。従って、新会社法が一般法、各種の外商投資企業関連法が特別法の関係に立ち、具体的にいえば、外商投資企業のうち、合弁企業については中外合弁経営企業法が、合作企業については中外合作経営企業法が、独資企業については外資企業法がそれぞれ優先して適用され、これらに規定がない場合に新会社法が適用されることになる。

なお、外国投資家が外商投資企業と認められない程度の出資比率(25%未満)の出資をする場合、または外国投資家が中国企業の持分の譲渡を受けても外商投資企業と認められない程度の出資比率(25%未満)しか有しない場合にも新会社法が適用されることになる(中外合弁経営企業法第4条第2項参照)。

この他、新会社法の外商投資企業への適用についての解釈として、2006年4月24日、中国国家工商行政管理局、商務部、税関総署及び国家外貨管理総局から連名で、「外商投資企業の審査許可登記管理に関する法律の適用上の若干問題に関する執行意見」(以下、「執行意見」という)が公布されている。また、当該執行意見の新

会社法に対する解釈をさらに明確にするために、2006年5月26日に、国家工商行政管理総局から、執行意見の実施に関する通知が、同年9月22日には、国家工商総局外資局から、執行意見の重点条項の解説(以下、「工商局解説」という)が公布されている。

二 一人会社に関する規定の改正

Q2 日本企業A社は、数年前に、中国内資企業B社と共に、中国において、双方が50%ずつ出資する合弁有限会社X社を設立しました。しかし、A社は、X社の経営方針につきB社と意見が食い違ったため、自己の持分を全てB社に譲渡したうえX社から撤退したいと考えています。A社がB社に対して、このような考えを伝えたところ、B社から、中国においては、中国内資企業一社だけが出資者となる会社は認められていないため、B社がA社の保有するX社の持分を全て譲り受けることはできないと言われました。A社は、B社に対して、その保有するX社の持分全てを譲渡することはできないのでしょうか。

A2 新会社法は、旧会社法と異なり、出資者が一人の自然人または一社の法人のみである一人有限会社を認める旨の改正を行いましたので、新会社法施行後には、中国内資企業一社だけを会社の出資者とする有限会社も認められています。従って、X社の出資者が中国内資企業であるB社一社のみになることも認められるため、A社は、B社に対して、X社の持分全てを譲渡することができます。

旧会社法においては、出資者の数は2名以上必要とされていたが(旧会社法第20条)、外商投資企業については、当該規定の例外として、従来から出資者が一社または自然人一人である外資独資企業を設立することが認められていた(外資企業法参照)。そのため、外商投資企業については、一人会社である外資独資企業を設立する場合においては、旧会社法が一人会社を認めないことによる影響が生じることはほとんどないが、外国投資家が中外合弁企業から撤退する場合に問題となっていた。

例えば、ある中外合弁企業において日本側出資者A社が、中国側出資者B社に対して持分を譲渡し合弁関係から脱退することを希望しても、A社とB社のみが出資者であった場合、持分譲渡の結果、出資者がA社のみの内資企業になってしまうため、A社が、当該合弁企業の出資持分をB社に譲渡して合弁関係から脱退することはできない。

そのため、A社は持分の譲渡を受けてくれる新たな出資者を探し出すか(もっとも、第三者への持分譲渡には、定款で、他の出資者の同意を求められていることが多く、他の出資者が納得するような新たな出資者を探し出すのは困難な場合が多い)、新たに内資企業C社を設立してC社に対して持分を譲渡する方法をとらざるを得なかったのである。

しかし、新会社法第24条は、出資者の数につき、旧会社法で要求されていた「2名以上50名以下」を「50名以下」に改正し、新会社法第2章第3節においても、7条にわたり、一人会社に関する特則を置き、一人会社が設立できることを明確に認めた。

その結果、中国の内資企業であっても一人会社として成立しうることになり、上記のような中外合弁企業からの撤退の場面であっても、その全ての持分を内資企業一社に譲り渡して撤退することが可能となった。

新旧会社法対照表	
旧会社法第20条	新会社法第24条
有限責任会社は、2名以上50名以下の出資者が共同で出資して設立する。	本法にいう一人有限責任会社とは、出資者が一名の自然人または一社の法人のみの有限責任会社をいう。
	新会社法第58条2項
	有限責任会社は、50名以下の出資者が出資して設立する。

三 一人会社の特則

Q3 日本企業C社は、中国において1億円を出資して外商独資企業Y社を設立しようと考えています。ただ、C社の資金繰りの関係で、資本金を一括で払い込まずに、何回かに分割して支払いたいと考えていますが、C社はY社の資本金の支払いを一括で行わずに、分割で行うことは可能でしょうか。

A3 C社はY社の資本金の支払いを一括で行わずに、分割で行うことが可能です。この点、新会社法は、一人会社の場合、資本金の一括払い込みを義務付ける規定を置いています。この規定は外商独資企業には適用されないものとされました。

(1) 一人会社の特則

上記のように、新会社法は、一人会社を認めるに至ったが、その代わりに、一人会社に対して以下のような特別な規定を設けた。

①最低登録資本金(新会社法第59条第1項)

一人有限会社の登録資本金の最低限度額は10万人民元とされ、通常の有限会社の最低登録資本金である3万人民元(新会社法第26条第2項)よりも高く設定されている。

②資本金の一括払い込み(新会社法第59条第1項)

出資者は、会社定款に定める出資額を一括で払い込まなければならないとされ、通常の有限会社が2年以内に払い込めば足りる(新会社法第26条第1項)のに比べて厳しくされている。

③自然人による一人有限会社の再投資制限(新会社法第59条第2項)

一人の自然人は、一人有限会社を一社のみしか設立することができない。また、当該自然人により設立された一人有限会社が、新たに一人有限会社を投資設立することも禁じられている。

④一人有限会社の明記(新会社法第60条)

一人有限会社は、会社登記において、自然人の独資かまたは法人の独資かを明記し、かつ会社営業許可証にも明記しなければならない。

⑤株主会の不設置(新会社法第62条)

一人有限会社には株主会を設置しないとされている。

⑥法人格否認制度(新会社法第64条)

一人有限会社の出資者は、会社の財産が出資者自身の財産から独立していることを証明することができない場合、会社の債務について連帯して責任を負わなければならない。この点、本条は、有限責任の原則(新会社法第3条)の例外を定めたいわゆる「法人格否認制度」の一つであるが、法人格否認制度は、他にも新会社法第20条第3項に規定されている(新会社法第20条第3項「会社法人の独立的地位及び出資者の有限責任を濫用して債務を逃避し、会社債権者の利益に重大な損害を与えた場合、会社の債務に対して連帯責任を負わなければならない」)。

もっとも、第64条は、会社財産が出資者自らの財産から独立していることを「証明できない場合に」会社の債務について連帯して責任を負うとしており、その立証責任を出資者の側に負わせているものと考えられ、一人会社について、第20条第3項よりも厳格な取扱いをしているものと考えられる。

(2)一人会社の特則の外資独資企業への適用

上記(2)の規制が、外商投資企業の一人会社である外資独資企業にも適用されるかについては、新会社法では明確に規定されていないが、執行意見及び工商局解説においては、規定されている。

執行意見第2条は、「外商独資の形式で法に基づき一人有限会社を設立する場合、その登録資本金の最低限度額は一人有限会社に関する『会社法』の規定に合致していなければならない。外国自然人が一人有限会社を設立する場合、一人有限会社の対外投資制限に関する『会社法』の規定に合致しなければならない。

2006年1月1日までに法に基づき既に設立している外商独資会社は変わらず維持するが、その登録資本金と対外投資を変更する場合、上記規定に合致しなければならない」と規定している。

そして、工商局解説第1条は、上記の執行意見を確認するとともに、以下のことを明確にしている。

- i 最低登録資本金は10万人民元以上
- ii 外国自然人が中国で一人会社を設立するのに制限はない
- iii 外国自然人が設立した一人会社が対外投資を行う際は一人会社の形式を採ることができない
- iv 一人会社の出資期限はその他の有限会社と同じく分割出資を実施する

従って、上記(2)のうち、①の規定及び③のうち自然人により設立された一人有限会社が新たに一人有限会社を投資設立することを禁止する規定は、外資独資企業にも適用されるが、②の規定及び③のうち一人の自然人が一人有限会社を一社のみしか設立することができない旨の規定は、外資独資企業には適用されないことになる。

一方で、(2)のうち④から⑥の外資独資企業への適用については、依然として明確にされていないが、一人有限会社の明記については、執行意見第6条が、会社登記において会社類型及び設立形式を記載することを求めており、外資独資企業については、「外国法人独資」、「外国非法人経済組織独資」、「外国自然人独資」の区別が会社登記において記載されることになっている。

また、株主会の不設置については、後に詳しく検討するが、外資独資企業にも適用されるものと思われる。

さらに、法人格否認制度については、同じ法人格否認制度を規定した新会社法第20条第3項が外商投資企業にも適用され、外資独資企業であっても、会社の財産と出資者の財産が混同する可能性がある以上、適用される可能性が高い。そのため、外資独資企業の出資者は、法人格の否認を理由として債権者から債務の履行を直接求められることがないよう、会社の財産が出資者自らの財産から独立していることを明確にしておくべきである。